

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.14
発行日：2014.9.1



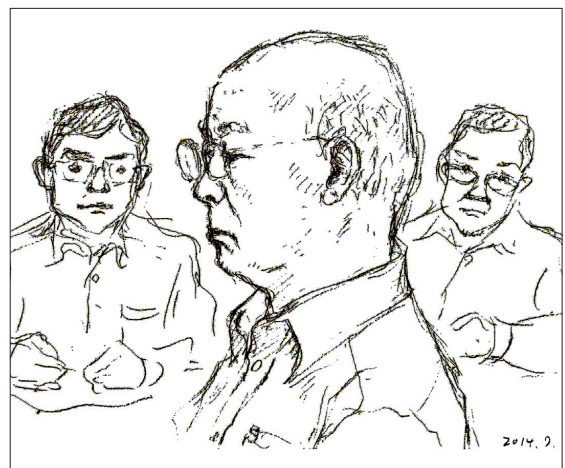
発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
編集者：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14
TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213

E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com
URL：http://saga-genkai.jimdo.com/
Facebook：http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
Twitter：@sagakarakaeru

ただいま
進行中!→

被告：九州電力	玄海原発 3号機プルサーマル運転差止裁判
被告：国	玄海 2・3号機再稼働差止仮処分 玄海 1～4号機運転差止裁判
	玄海 3・4号機運転停止命令義務付請求裁判

7.18玄海原発MOX裁判、証人尋問。 私達は負ける気がしない!



7月19日 佐賀地裁に入廷する小山さん（右端）と弁護団・原告団一同

法廷で証言する小山さん。後ろは被告九電の弁護士

小山英之・裁判補佐人(美浜の会代表)、毅然と証言!

★被告側証人・小鶴氏 「安全につくっているから、燃料溶融は起きない」。小声で「商業機密」「具体的には言えない」連発。使用済MOX燃料保管は「超長期」で九電もこの世に存在していないかもしれないことを認める

★原告側証人、小山さん 商業機密に、市民の立場から挑む。機密のパラメータを用いた結果であるグラフを“モノサシの術”で読み取り、物理的・数学的知識を活かして、ギャップ再開から燃料溶融にいたる危険性を明快に証言。九電からの質問にも毅然と回答

7月18日、玄海原発3号機MOX燃料使用差止裁判は証人尋問（第12回口頭弁論）が行われ、ヤマ場を迎えました。

佐賀地方裁判所の法廷は傍聴者であふれかえり、一部交代してもらって、裁判所に集まったほとんどの人が傍聴することができました。

これまで多大なるご尽力をいただいた小山さんと弁

護団の先生方に私達は感謝の念でいっぱいです。

5時間にわたった尋問の様子をダイジェストで報告いたします。同封した争点リーフレットとあわせてご覧ください。

また、証人尋問のすべてを記録した「調書」をHPに公開していますので、そちらからご覧ください。

No.14 CONTENTS

- 7.18 玄海原発 MOX 裁判、証人尋問 ……1
- 勇気と希望を与えた福井判決 冠木克彦講演録 ……5
- 玄海原発避難計画では命を守れない! 永野浩二 ……8
- 法廷外の活動報告 永野浩二 ……9
- 鹿児島・いちき串木野行動の報告 石丸初美 ……11

- 本当によかどね!? 川内原発再稼働!!
- パブコメ学習会 牧瀬昭子 ……12
- 座談会での本音トーク 小林栄子 ……13
- 要請書・抗議文など ……14
- お知らせ、編集後記 ……16

危険な MOX 燃料を使うな!九電は“商業機密”をすべて開示せよ! 核燃サイクルを止める一歩へ!

尋問記録: 荒川謙一、豊島耕一、緒方貴穂、
永野浩二(文責)

午前 10 時、「これより開廷します」と、裁判長がいつもと同じ淡々とした調子で告げました。

前半は、被告九州電力の技術社員、小鶴章人氏(原子炉主任技術者として専門的技術と知見を三菱重工業の協力を得て習得した)への証人尋問。裁判長は小鶴氏を証人席へ呼び出し、「証人はうそを言わないということを宣誓してください」と促し、小鶴氏はそのとおり宣誓しました。

書面の確認など、事務的なやりとりの多い、これまでの口頭弁論とは違った雰囲気、証人尋問は始まりました。

■九電証人・小鶴氏への被告側・熊谷弁護士による主尋問

小鶴氏は「MOX 燃料とウラン燃料とでは両者とも核分裂は起こるので本質的に相違はない」「内圧評価値は内圧設計基準値を上回らないように決められているのでギャップ再開は起きない」「仮にギャップ再開が起きても、制御棒で自動運転停止する。また福島と違って、水があるから燃料溶融にいたらない」等の従来の主張を展開しました。しかし、すべては三菱重工業で研究作成されたとする「FINE コード」の正しさを元に述べたに過ぎず、「FINE コード」の中身が公表されないかぎり、証拠性は高いのではないのでしょうか。

また、MOX とウランの挙動の違いについて、ポイントとなっている「図 3-3-(2)」について、「補足的に出した資料であり、MOX とウランが同じ傾向だということを示しただけで、具体的な評価をしているわけではない。精緻なデータではないので、原告の計算に耐えられるようなデータではない」と主張しました。

■九電証人・小鶴氏への原告側・武村弁護士と谷弁護士による反対尋問

【争点 1 MOX とウランの挙動の違いについて】(武村弁護士)

・小鶴氏は「図 3-3-(2)」について、原告が読み取った「9 点の見落とし」について「重なっているものの下側にあり不確かなものとして読み取らなかった」と、点の存在は認めました。

・武村弁護士が「被告は当初、“同等”と言っていたのを、“同様”と言い直しているが、どうか」と聞くと、小鶴氏は「その違いを考慮していない」と回答。

・EFPH(全出力換算時間)について、小鶴氏が「ペレットの燃焼度を経過時間に置き換えることはできない」と主張していることに対して、武村弁護士は被告の「論理的矛盾」を指摘しました。

・小鶴氏が「ペレットの燃焼初期の焼きしまりを考慮しないことで、内圧評価値を厳しく評価した」とする



九電証人を鋭く反対尋問する武村弁護士

見解に対して、輸入燃料体検査申請書に記載があるかを確認すると、小鶴氏は「調べてみないと分からない」と回答。この点について、後で裁判官からも「どこに書いてあるのか根拠を示してくれ」と問われ、小鶴氏は答えに窮する場面もありました。

・プルトニウム組成について「実際の燃料のデータではないということではいか」との質問に、小鶴氏「それは商業機密ですから。メーカーが判断すること」と回答しました。

・初期ヘリウム加圧量について「被告は加圧量を減らしたが、“自由に設定できる”と言っている。下限値はないのか」の質問に、小鶴氏「数値ではなく、考え方を示したものだ」と主張。「ヘリウム加圧量を下げたのは、内圧評価値が制限量を超えたからだろうが、理由は言えないのか」と質すと「評価していないから言えない」と回答しました

【争点 3 ギャップ再開から燃料溶融にいたるのか】(谷弁護士)

谷弁護士は「ギャップ再開を起こしてはならない」と法的に要求されていることを、小鶴氏にまず認めさせました。

被告がハルデン炉実験を行ったことについて、「そもそもギャップ再開を起こしてはならないのに、“ギャップ再開を起こしても燃料溶融にいたらない”という結果を出してくるということは、法に挑戦しているのでは」と追及すると、小鶴氏は「事象を分析するために実験した」と弁解。谷弁護士はさらに、ハルデン炉は被覆管に外部からガスを注入し内圧を上昇させたのに対し、実際はペレットから発生するガスによる圧力上昇であるという違いも指摘し、小鶴氏もこれを認めました。

さらに被告の「被覆管は損傷しない。損傷しても、燃料溶融に至らない」とする見解について、谷弁護士が「そういう文献はあるか」と尋ねると、小鶴氏は「こ

れは一般的事象を、メーカーの専門家が分析したもの」と回答。谷弁護士「メーカーは論文を書いているのか」、小鶴氏「分かりません」とぼかしました。

【争点4 使用済 MOX 燃料の超長期保管の危険性】(谷弁護士)

谷弁護士「むつ中間貯蔵施設のことは陳述書に書いてあるが、使用済 MOX 燃料を運べるのか」

小鶴氏「むつがあるという事実を書いただけ。技術があるというだけで、現時点で施設はなく、具体的搬出先はない」

谷「廃炉後も玄海に使用済 MOX 燃料をおいておくのか」

小鶴「今、国で検討している」

谷「超長期に置いておく可能性はあるのか」

小鶴「可能性はある」

谷「超長期保管の場合のピットの安全性は、検証されているか。」

小鶴「適切な管理をやればいい。技術的に確立しつつあるし、ステンレス鋼製の燃料ピットは強くできているので長く持つ」

谷「プールの冷却系統は耐震ランク B クラスだが」

小鶴「ランクはよく知らないが、地震でも水がなくならないようにすれば大丈夫」

谷「超長期にわたる使用済み MOX 燃料の安全性管理の責任は誰がとるのか」

小鶴「施設を管理している者」

谷「それは誰か」

小鶴「今は九電。超長期には…分からない」

谷「未来永劫、九電があるかどうか分からないですからね。MOX 燃料はこんなにも取り扱にくい。プルサーマルをやめるべきと思わないか」

小鶴「取扱いにくいと思わない。プルサーマルをやめるべきと思わない」

安全に関する重要な質問に対して、事業者として当然答えるべきところを、はぐらかすような回答ばかりでした。しかも、小鶴氏は蚊の鳴くような小さな声でぼそぼそと話すので、裁判官から「もっと声を大きく」

と何度も促されていました。

反対尋問後、裁判官は被告証人に対して、九電が主張する根拠を示す資料を出せるかどうかを何度も確認しました。

右陪席(裁判官)「『焼きしまり』を考慮しない厳しい条件とはどういうことか。その根拠及び理由はこうしたら分かるか」

小鶴氏「評価手法を交え輸入燃料体検査申請書を提出している」

右陪席「申請書を見れば、分かるのか」

小鶴「申請書では分からない。審査の中で説明している」

右陪席「何を見れば分かるのか」

小鶴「メーカー(三菱重工業)がやっている」

右陪席「メーカー資料を出してもらえるか」

小鶴「今は分からない」

■原告証人・小山さんへの大橋弁護士による主尋問

後半戦は、原告側証人として小山英之さんが証言台に立ちました。被告側証人と同様、「正直に話します」との「宣誓」から始まりました。

小山さんは「私は原子力の専門家ではない。原子力情報の多くは『企業秘密』であり、知りうる立場にない。数式やパラメーター等の値は企業秘密なので、グラフを見て“モノサシの術”を使って読み解いている。福島原発事故の教訓として、原子力村の外にいる一般市民が意見を言うことが大事であり、私はそういう立場だ」と冒頭にまず宣言しました。

「MOX 燃料はプルトニウムと劣化ウランからなり、プルトニウムはウランとは燃える特性等が大きく異なる。玄海原発で MOX 燃料を使用することは設計上想定していなかったことなので、使用は避けるべき」として、ギャップ再開から燃料溶融に至る危険性を明快に主張しました。

■原告証人・小山さん証人への九電側・熊谷弁護士による反対尋問

【「図 3-3-(2)」からギャップ再開を導き出せるか】

原告の「運転末期の 56 日前にギャップ再開が起き



九電証人を朗々と反対尋問する谷弁護士



証人尋問後の記者会見。上 = 小山さん、冠木克彦弁護士団長、武村二三夫弁護士。下 = 大橋さゆり弁護士、谷次郎弁護士



る」とした計算根拠について、「図 3-3-(2)」の持つ重要性を無価値なデータと印象付けようとして、九電は執拗に聞いてきました。

熊谷弁護士「EFPH（全出力換算時間）は原子炉全体の出力のことではないか」

小山さん「ペレットの出力だ。燃料棒ごと、あるいはペレットごとの定格出力が定義されないと EFPH は定義できない」

熊谷「個々のペレットの出力が明かでないのに、どうして EFPH に置き換えられるのか」

小山「最後の点の EFPH と燃焼度が一致するとし、途中は比例するものとして対応させた」

熊谷「個々のペレットで密度変化を知ることができるデータではない。燃焼前の値が分からず厳密な評価が出来るのか」

小山「このデータをそのまま玄海 3 号に適用するわけではない。MOX とウラン燃料との、集団としての違いを見ている。ある学校で小学校 1 年生のクラスの 1 年間の身長伸びを見る場合は、1 年間の平均値の伸びを算定する。その場合、入学前の身長や赤ん坊のときの身長は関係ない。限られたデータから現実の状況を推測するという手法は FINE モデルでも同じではないか。限られたデータでもその使い方次第では意味がある」

熊谷「統計的な意味しかない。これをウラン燃料に対する修正として使えるのはなぜか」

小山「このデータは普遍性を持つと考える」

【サーマルフィードバックによる急激な温度上昇】

熊谷「『過大な温度上昇』とあるが、そのあと『急激な温度上昇』になっている。急激とはどれくらいのスピードか」

小山「正のフィードバックが起きるということを述べているので、この言葉を使った」

熊谷「最も速いとき、何時間で何度温度上昇か」

小山「そのような想定は試みていない」

熊谷「ギャップ再開時の燃料ペレットの温度はいくらで、それがどのくらいの時間で、何度になったら溶けるのか」

小山「はじめの温度はよく知らない。ジルコニウム - 水反応まで行くと、秒単位で溶融する」

熊谷「数百度上昇しないと溶融にいたらないとすると、

急速に溶融するとは言えないのではないか」

小山「正確なところは私には解析できない。他にジルコニウム - 水反応という要素もある」

熊谷「どのようなスピードで溶融が起きるかについては証言していない、ということではないか」

小山「はい」

熊谷「仮にペレットが溶けても、冷却水で冷やされるのではないか」

小山「いつも水があるとは限らない。スリーマイル事故のケースでは配管破断でなくても水が抜けた」

九電は溶融温度とそれに至るまでの時間などを原告に聞いてきました。根拠を持っていないと印象付けるためです。

しかし、原告にはメーカー等が持つ詳細なデータを得ることができないので、回答できるはずもありません。小山さんが毅然と答えることで、事業者が安全性の立証責任を放棄していることについて浮彫になりました。

★勝利判決を！

玄海 MOX 裁判は 9 月 19 日結審、年内判決の見通しです。

裁判官は科学者でも技術者でもありませんが、今、良心に従って判断を出すべく、玄海原発の MOX 燃料の具体的危険性について一生懸命勉強をされています。これまでの手ごたえは、決して悪いものではありませんが、予断を許しません。

今、川内原発再稼働が迫っています。これが突破されれば、玄海、伊方、高浜など他の原発の再稼働もあつという間に進められるかもしれません。

本裁判は、玄海原発 3 号機で使われている MOX 燃料の具体的危険性を問うているものですが、大飯判決後に最初に判決となるかもしれない本裁判に勝利することは、玄海再稼働のみならず、狙われている全国のプルサーマル炉の再稼働の動向にも影響をあたえると思います。そして、破たんしている核燃料サイクルの息の根を止めることにもつながっていくことでしょう。私達は、この裁判になんとしても勝利しなければなりません。

そこで、お願いがあります。全国のみなさんにも、何が問題になっているのかを共有していただいて、こ



証人尋問後の報告集会。各地からたくさんの先輩や仲間のみなさんがかけつけてくれました



美浜の会事務局長、島田清子さん



元 GE 技術者、菊地洋一さん

の裁判の後押しをしていただきたいのです。どこへでも伺いますので、座談会や報告会を開かせていただけないでしょうか。

裁判を支えてください！みなさんのチカラを貸してください！よろしくお願いいたします。

報告集会で閉会挨拶に立った荒川謙一副団長の締めくくりの言葉を最後に紹介します。

「九電の無責任な態度を法廷の中でも外でも目の当たりにして、つくづく思うんです。

—私達は負ける気がしない！

勇気と希望を与えた福井地裁判決 累々たる屍の上に、玄海でも勝利を！

冠木克彦弁護士団長 講演録

2014年5月30日、裁判の会提訴4周年活動報告会にて、冠木克彦弁護士に大飯原発・福井地裁判決の意義と玄海の裁判の現状について語っていただきました。福井地裁判決部分について、掲載いたします。

こんにちは冠木です。

4周年になるんですね。2010年8月に提訴して、それから今日まででっかい事が2つある。1つは申すまでもなく3.11の福島…もう1つはつい先日出ました福井の大飯判決であります。

この福井判決の意義、それと我々がやっている裁判との関連という、それがまあ言うなれば私の今日のテーマになると思います。

生存そのものに関わる「人格権」

まず、この福井判決というのは本当にその限りない勇気と希望を我々に与えた。それはどういう事かというと、結論は勿論あるんですが、その中でその展開している論理形態というものが、ものすごい。判決を書く裁判所のスタンスとして何が一番スタンスを置いているかということ、人格権に置いてあるという。もちろん我々は、どんな原発裁判の中でも原告の権利として常に人格権という事を申し上げておりましたし、それで判決の中で人格権というのは出てきます。ただ、負ける判決の中で人格権というものが出てくる時には枕詞として、原告にはこのような権利があるというだけの話であとの展開はない訳です。

しかし、この福井判決のすばらしいところは、人格権という問題について中味を詳しく展開をしている。つまり、事業者側が言うような電気代とかそういうような問題と比べる事ができないものなんだと、だから、比べてどっちがどうかという話とは違うじゃないかという事を明確に言い切ったということです。

最初の段階で主題がその人格権ということで出発をしている、そのスタンスを立てて、且つ一番最後に、まとめのところでもそれをダメ押し的に確認している。若干、ご紹介しますと、『極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないことである』、ここまで言い切ったのです。

その上で、裁判所が原発の人格権侵害の判断にどのように入れるか、という問題なんですけど、人格権に対する危険性が及ぶか及ばないかは規制委員会とか、その規制委員会が定めている審査基準だとか、そういうものとは別個に裁判所は直接入れる、とそう言った。だから、事業者側は土足で踏み入れられたと思っているでしょうね。なかなかそこまで行くことができなかった。何回もそのことはこの判決の中で言っています。人格権という基本を設定した上で人格権に危険が及ぶかどうかは直接裁判所が判断しなければならない裁判所の役割なんだ、と言っているわけです。

おそらくこの判決は今後、名古屋高裁金沢支部の方で今後ずっと議論がされていくと思います。法律関係の機関からは、すごいバッシングに合うと思いますけれども、しかし、この事をこの判決の中で言ってもらったという事は、皆さん方が運動していく上でもものすごい力になる。「裁判所、こない言ってますよ」とね。「電気代の値段と違うんですよ」って。「だから、この問題について我々は命をかけて闘っているんだと。だから、支援してくれ」って言えるじゃないですか。これはものすごい力だと私は思っています。

「万が一にも」 具体的危険性があるのが裁判の対象に

それから、詳しく言えばなんぼでもあるんですけど、もう1つ、これはもっぱら弁護士サイドの問題かもしれないけれども、原発の裁判をやっていると我々弁護士は具体的危険性というのは、もう夢にうなされる話なんです。これを一体どういう風にして問題にしてどう主張するのかと。立証責任の負担という問題からいくと、我々が具体的危険のこういうものは考えら



5月30日、活動報告にて語る
冠木克彦弁護士団長

れるということで一定の設定をすれば、そういう危険はないということを事業者側が立証をしなければ、原告の言っている具体的危険があると推定されると、こういう風には最高裁で言っているんです。言っているんですが、じゃ、どこまで言うたらええねんっていうのがなかなかわからない。で、一生懸命、まあこндаけ言ってるんだからええじゃないかと思ひながら、裁判所の顔色を見るとどうもそんなではあかんみたいで、ということで今までもいっぱいあるんですけども、具体的危険性という問題がほんとに難儀な問題として我々の中にある。

で、それをこの判決はどんな風に言ったかという、訴訟の対象物は万が一にも具体的な危険性が発生するかどうか、それがその裁判の対象なんだという、我々の言葉で言うと裁判の対象を訴訟物と言うんですけど、その訴訟物というのが法律的な言葉でなかなかわかりにくい。この判決はその万が一にも具体的な危険性があるかどうか、が審査されなきゃならない、こういう風に言うてくれたら我々は非常に肩の荷が下りたように思うわけですよ。

で、よう言うてくれたな、という事で、おそらくこの問題も今後の論争の中でバッシングにあっていくのかもしれませんが、ただ、この表現は、最高裁の伊方判決の中によく似た表現があるんですね。それを引っ張ってきているわけです。つまり、放射性物質による災害が万が一にも起こらないようにするために原子炉設置許可の段階で云々という、こういう事を審査してやらなきゃいかんという、伊方最高裁の判決で出ているわけです。そこでその原発、放射性物質による災害が万が一にも起こらないようにするために最高裁も言うてるやんか。だから、それを訴訟の対象物として何が悪いのかという言い方。志賀原発で住民勝訴の判決を書いた元裁判長が同じ表現は使ってませんけれども、この判決が立っている前提というのは非常に当たり前のことに立っているの、これを崩すのは難しかりょうという話をしますけれども、「万が一にも」という問題、これを訴訟上使っていくという、このままでは難しいかもわからんけれども一つの判決としてこれがあるという事は非常に大きな我々にとっての利益になります。

耐震基準についての明快な論理展開

それから3つ目、これはこの裁判所が非常にタイトな結論に持ち込むために、上手に使ったなという。実は今日私、法廷でぐつぐつと言うてましたけども、私も実は使いたい。まだ、よく見ないことには法廷で言うわけにはいから、ぐつぐつとしか言てませんけども、何かというと、平成18年に原発の耐震基準が変わったわけです。その変わった耐震基準に従って各原発はその耐震基準に合うのか合わないのかちゃんとしたチェックをせんと、耐震バックチェックというんですけど、基準が変わったんだから、その基

準にあうかどうかをちゃんとチェックしろと。そこで大飯の耐震バックチェックのクリフエッジ、つまりギリギリのところ、ここから出たらもうあきまへんねんというそのクリフエッジのところの耐震バックチェックで出てきている数値が1260ガル。関西電力の方は1260ガルを超えるような地震は来ませんよ、と言っている。

そこで裁判所が出したのは、今まで来ない来ないと言うとったような、原発があるところでこれまで想定してなかった大きな地震がいくつも来てるじゃないか、ということ具体的に指摘している。平成17年8月の宮城沖地震、これは女川原発が想定よりも上回っちゃった。それから19年3月の能登半島沖地震、これは志賀原発。それから19年4月の新潟の中越沖地震、この時はもう火災まで起こりましたからね。あの柏崎の発電所で火災まで起こって、それで保安院はそれまでの地震動を1.5倍にした、そういうものです。それから、この間の東北の大地震。

これだけでも起こっているんじゃないか。その中で関電が1260を超えるようなものは来ませんよというの、はなんと甘い見通しなんだと、そんなことは信用できないんじゃないかということで、切っちゃった。この辺りで切ってくれと、だいたいこれに耐えるような配管だとかそういうものはできないですよ。だって、そのクリフエッジというのは崖っぷちなんだと、これを超えたらもうダメなんですよっていう、そういう地震動です。その地震動を超えませんと言っているけれども、いやいや、超えるようなものがいっぱいあるんじゃないかと言われて、超えるということになってくると。だから、関電が大丈夫だと言ってるようなものは信用できないということで蹴飛ばした。だから、論理としては非常にスキップと言っている。

ですから、さきほど澤山さんが、これは人権宣言だと仰いました。これは、できるだけマスプリをして読まれるといいと思います。

「法律要件」の前に、国民の権利が侵害されているという「社会的事実」がある

それで我々の裁判、それから今後の他の裁判の問題にどういう形で持ち込むかという問題ですけども、先ほど言いましたように、なるほどスキップとしてよくわかる判決なんだけど、法律専門家の辺りでいくとなんぼでもくちゅくちゅとその欠点を引っ張りだすことができる。

ちょっと話が違いますけれども、最近の我々の同僚の弁護士も多分そういう議論はしたことないと思うんだけど、我々が修習生の時には要件事実教育反対という主張を我々やったんです。要件事実教育というのは、社会的事実を法律の要件に当てはまるかどうかを考える。で、そうではないだろうと。元々、国民が権利を侵害されたり、不利益を受けたり、現実に困るようなものは社会的事実の中にある。その出てき

た社会的事実をいかにして法律的な要件に構成するか
が法曹の役割だと。だから、要件事実教育というのは
法律があってそれに社会的事実を当てはめようとする。
そこからはみ出たやつは切り捨てる。それは官僚
法曹であって、国民のための法曹ではないというのが
私達の主張でした。

で、それで見るとこの福井の裁判長のまさにこのやり方
というの、今までのやり方と全然違った形で社会的
事実そのものをずらっと見て、それに対していかに
なものであるかという判断をした。これは我々が言う、私
どもが修習生時代にやった要件事実反対を実現してい
るような判決のように思います。そして今後私どもは
どういう風にしてこれを擁護して活かしていくか、と
いうのが次の問題になります。

※以下、玄海4つの裁判の現状は省略。HPに全文掲
載しています。

累々たる屍の上の勝利

それでも今回のこの福井の判決があって、本当に僕
は気持ちが楽になりました。

皆さん方、大分県に居られた松下竜一さんってご存
知でしょうか。亡くなられましたが。講演に来て頂い
たりして話をしたこともあります。ノンフィクショ
ンの話を色々書かれています。松下さんは若い頃に火
力発電所の建設の差し止めをしなきゃいかんという事
で、ある進歩的と言われる法律事務所に行った。受け
てくれるやろうと思って行ったところが、あにはから
ず、負けるような裁判はしたらいきませんって言われ
た。それで松下さんは怒った。こんな大事な問題で、
困難な問題だというのは誰でも分かってんやと。1発
で勝ってくれとは言っていないやないかと。大事な勝利
というものは累々たる屍の上に築かれるんや、と言っ
たわけ。私はその言葉をずっと忘れないで持ってるん
ですが、この福井の判決を頂いた時に、これは累々た
る屍、私もいくつか屍を作りましたが、累々たる屍
の上の勝利だったという風に思います。

バッシングにあうでしょうけれども、ここで出てき
たものを、より法律的に負けないような形に構成して、
あとの裁判を闘いたいという風に考えています。以上
です。

玄海原発避難計画では命を守れない！！ 避難弱者見殺しの机上の空論を、現場の現実で明らかに

永野 浩二

●避難計画は被曝計画！

上岡直見講演会、佐賀、伊万里、福岡で開催

『玄海原発避難計画で私達の命守られますか』と題
して、原発避難問題で警鐘を鳴らしている環境経済研
究所の上岡直見代表の講演会を、5月31日、佐賀市(裁
判の会主催)、6月1、2日はそれぞれ実行委員会主催
で伊万里市、福岡市で開催しました。

上岡さんの、ご自身のシミュレーションも踏まえた
お話しは明快で説得力がありました。

「福島では次々と事態が進展する中、現在の正確な
状況、見通しなど、誰にも分からなかった。具体的な
避難指示など、できようもなかった」「自治体は『防
災課』が所管しているが、その程度の話ではない。農
地も産業もみんなだめになる、自治体すべて消滅して
しまうような問題」「問題の本質は、何時間かかるか
ということではなく、いかに被曝を避けることができ
るかだ」「現状では避難計画ではなく、被曝計画だ！」

国や佐賀県などが思い描いている避難計画が、福島
で実際に起きたことといかにかき離れていて非現実的
であるかということが、これでもか！というほどによ
く分かりました。

「使用済み燃料」の問題がずっと続く限り「避難計画」
は必要ではありませんが、問題の本質は、先生が結論的
に言われるように「再稼働するな！」「使用済み燃料を
増やすな！」「廃炉しか選択はない！」ということです。

各地とも議員の参加が多数あり、6月議会では避難問
題で議会質問もしていただきました。

伊万里講演会から佐賀への帰り道、田植えされたば
かりの田んぼの景色を見ながら、「この道が大渋滞に
なって、土地もみんなだめになっちゃうんだなあ～」と
なんともやるせない気持ちになりました。命とふるさ
とを奪われてなるものか！

●佐賀県知事に質問・要請

私達は4月14日から避難元・避難先となる県内全
10市10町に対して質問と要請を行ってきましたが、
住民の命にかかわる大切なことだからと、全市町とも



6月2日、上岡直見さん講演会 in 福岡



上岡さんは避難問題の第一人者、メディアでも発信し続けています

貴重な時間を割いて質問書提出時と文書回答回収時に面談もさせていただきました。メディアの皆さんにも私達の活動を熱心に取り上げていただきました。市町調査、上岡直見先生の講演、また全国の市民団体と一緒に行った政府交渉等を通じて、避難計画が非常に多くの問題点を抱えていることが明らかになってきました。

6月9日、県民の命を預かる佐賀県知事の姿勢をただそうと、玄海原発避難計画に関する3点の要請と48点の質問を行いました。県消防防災課は県庁1階ロビーでまたも「話には応じない。立ったままで文書を受け取る」という対応でした。途中、荷物を運ぶ台車がガラガラッと大きな音を立てて通りかかりました、大声をはりあげざるをえませんでした。県民の声を一切聞こうとしない佐賀県の対応は異常であり、今回も要請文書でそのことを批判、話し合いの場を求めました。報道各社もやっとその点も取り上げてくれるようになりました。

同12日には佐賀県議会議長に対しても「避難計画の具体的な検証」を求めて要請。議会事務局室長が静かな部屋できちんと対応してくれました。さらに、県議会本会議でも連携する議員が質問し、知事は「今後、きちんと対応する」と言わざるを得ませんでした。2か月以上経って、文書回答が郵送で届けられました。あらためて話し合いの場を求めていきます。〈市町と知事への質問と回答一覧をHPに掲載〉

●病院・福祉施設の調査・面談を開始

佐賀県内30キロ圏内の病院・福祉施設(合計241施設、8028人)の施設管理者は原発人災の避難計画策定を押し付けられています。佐賀県は7月8日「すべての施設について避難先が決まり、避難計画が策定された」と発表しました。

移送手段としては、施設の自前車両では足りず、受入先車両が迎えに行く(=原発に近づく)ことで「避難可能」が3566人。残りの4462人は県が手配ということですが、具体的には決まっていません。県バス・タクシー協会や運転士からは困惑の声があがっています。また、病院はいったん全員(重症患者を除いて)を県立体育館など県内3か所の救護所に搬送して重症

度判定してから搬送先を決めるそうです。大混乱は必至です。

施設をまわってお話を伺いました。

「4割が担架必要だが、病院はそもそも車を持たない。とりあえず必要台数を県に言っただけ。機材は持って行けないし、移動後ちゃんと医療ができるか」「あくまで人員・車両・物資が整い、受入1-2週間という大前提での話。その先は1年かけてつくるとい」「寝たきりの方が3割、移動がきついで、実際は屋内退避だ。しかし5キロ圏外だから補助金もなく、特別な放射線防護の工事はしていない」「バタバタと急いでつくったが、問題山積み」「スタッフにも家族があるし、職員が確保が心配」etc...。形だけの計画ということが明らかになりました。

原発から3キロの特別養護老人ホーム玄海園(入所者100人)も訪ねました。避難訓練の際に毎年訪ねているのですが、2012年には職員が「福祉車両2台だけ。寝たきりの方もいるし、私達だけで避難させるのは無理。誰かここまで迎えに来てくればいいけど...」と言っていましたが、2013年には「避難は無理」で「屋内退避訓練」をしていました。今年8月、国の補助金3億円で放射線防御のダクトの工事が完成。非常用発電機も設置、重油燃料の備蓄は3日間。食糧や医薬品も3日分。置き去りにされて、まわりに放射線が飛び交う中、誰が支援に行くのか...。施設長は「5キロ圏内はあくまで予防的措置で対策をしているが、福島並みの放射線が放出されたら対応は難しい」で困惑気味に話されました。そう、福島事故があったのに、福島の現実を無視した避難計画なのです!

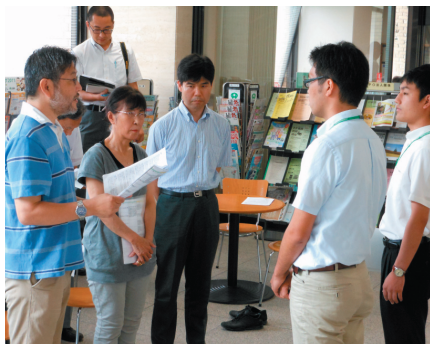
「原発がなければ地域が廃れるという複雑な事情があるから難しい」といった声もありました。命を預かる仕事に就く人々からこうした言葉を聞くのは残念ですが、彼らも難問を押し付けられているのです。いざ事故となったら、最前線で患者・入所者の世話をするという職務と、自身や家族を守ることとの間で、苦しい選択を迫られるのです。

さらに、在宅要援護者が約9000人おり、自治会、近隣住民が支援するということになっていますが、現実には避難は可能でしょうか。

川内も玄海も再稼働が迫っています。が、避難計画



5月8日 玄海町に質問、佐賀県内全市町への質問を終えた



6月9日 佐賀県知事へ質問・要請書提出



8月21日 避難問題で全国の仲間と規制庁交渉。鹿児島県の要援護者受入先の調整委員会は人間ではなくコンピューター!ということが発覚。

の非現実さも、日に日に明らかになっています。国、県はあせています。

避難弱者を見殺しにするのか！避難計画では命を守れない！このことを、事実でもって明らかにしていきましょう。避難弱者の現場に行って声を聞くのは地道な活動ですが、再稼働を止める大きなチカラになって

いくことと確信しています。引き続き、こうした調査活動を継続していきますので、一緒に行けるといふ方、ぜひ連絡ください！

〈8月24日『避難問題を考える集い in 鹿児島』での報告資料を同封します。パワーポイント(画像)で最新情報を織り込んで、どこへでも報告に伺います！〉

大飯原発勝訴判決に続け！必要なのは世論のチカラ！

法廷外の活動報告

永野 浩二

MOX 裁判と避難計画問題以外にも、様々な取り組み、また、原発裁判に関する全国的な動きが相次ぎました。

●大飯原発勝訴判決に続け！

5月21日、福岡県糸島市への避難問題質問行動中に、「大飯原発3・4号機運転差止請求事件、原告勝訴判決」という素晴らしいニュースが飛び込んできました。判決をうけて、会として声明を発表しました。(14ページに掲載)

この判決を活かすことができるかどうか、これからの私達の行動次第です！

●福島原発告訴団「検察審査会、起訴議決」

7月31日、福島原発告訴団(全国1万4586人)が

告訴して、去年9月に不起訴とされた東京電力の勝俣元会長ら旧経営陣について東京第五検察審査会は「起訴すべきだ」と議決。福島のみなさんが声をあげつづけ、それに全国の仲間が続いたからです。再稼働に待ったをかけるためにも、電力事業者の加害者責任をはっきりさせよう。東京地検はただちに強制捜査を含む厳正な捜査と起訴をせよ！

●1つ1つの取り組みを大切に 裁判 & 提訴4周年活動報告会

2010年8月9日のMOX裁判初提訴から4年--5月30日、佐賀地裁にて「第9回玄海全基運転停止公判」、「第13回2・3号機仮処分審尋」「第5回MOX弁論準備」が開かれた後、提訴4周年活動報告会を開催しました。

3月1日以降の活動経過

■5月

- 10 裁判ニュース第13号発行
- 12 佐賀市から避難計画質問の回答・面談
以後、佐賀県内全10市10町から回答・面談
- 14 裁判の会の活動について記者レクチャー
- 15 大分座談会
- 19 過密避難問題記者会見
- 20 東京・議員レク参加
- 21 糸島市へ避難計画質問
- 23 大飯判決声明発表
- 24 九電労組OB会で講演
- 27 九電本店交渉
- 30 第5回MOX弁論準備・第13回仮処分審問・第9回全基公判、提訴4周年活動報告会
- 31 上岡直見講演会・佐賀

■6月

- 1 上岡直見講演会・伊万里
- 2 上岡直見講演会・福岡
- 2 玄海町から避難計画質問の回答・面談
- 4 大飯裁判報告会・交流会(大阪)
- 9 佐賀県知事へ避難計画で質問・要請書提出行動
- 10 JRユニオン・脱原発集会
- 12 佐賀県議会へ避難計画で要請行動
- 13 鹿児島県議会包囲行動
- 14 川内原発ゲート前行動
- 14-16 いちき串木野・避難学習会

- 18 福岡座談会
- 19 江北座談会
- 26 九州電力株主総会
- 29-1 鹿児島避難計画調査同行

■7月

- 2 佐賀県議会原子力特別委員会傍聴
- 10 MOX争点チラシ完成
- 11 日本山妙法寺『命の行進』佐賀県庁要請・交流会
- 14 MOX裁判事前記者会見
- 15 福岡座談会
- 16 川内原発"審査書案"抗議街頭宣伝
- 18 MOX裁判証人尋問
- 19 小山さん記者向け学習会
- 21 飯塚・原発知っちょる会で避難計画報告
- 22 オスプレイ抗議行動 大臣・知事・県議長・市長に要請書提出
- 25 "2プル"座談会 福津原発学習会・玄海フィールドワーク
- 31 糸島座談会

■8月

- 1 福岡で福島を考える会・講演会
- 4-6 川内パブコメ学習会(鳥栖/北九州/福岡)
- 7 糸島で裁判報告会
- 11 避難計画・病院福祉施設アンケート調査開始
- 21 避難計画政府交渉
- 24 避難計画交流会 in 鹿児島
- 27 九州電力本店交渉

石丸初美代表は開会挨拶で、福井地裁判決に勇気をもたらしたこと、避難計画が机上の空論であることを市町を訪ね歩くことで明らかになったことなどを触れながら、「私達は未来を選ぶ責任の時代に生きています。ともに力をあわせて、原発をなくしましょう」と呼びかけました。

澤山保太郎・裁判を支える会会長からは、裁判闘争勝利のために会への財政的な支援を強く訴えていただきました。

冠木克彦弁護士からは、大飯勝訴判決の意義と玄海裁判の現状について、お話をいただきました（5ページ参照）。大橋さゆり弁護士と谷次郎弁護士からもご挨拶いただきました。

裁判補佐人の小山英之・美浜の会代表から、ヤマ場を迎えたMOX裁判について、争点を丁寧に解説していただきました。

途中、この1年の活動をスライドショーでざっと振り返りました。MOX裁判も大詰め、再稼働も目前に迫る中で、本当にめまぐるしい1年でしたが、何1つムダなことはない、次につながるからこそ、1つ1つの取り組みを大事にしていきたい、そして何よりも仲間同士の連帯を大切にしたいとあらためて誓う報告会となりました。

●加害当事者意識ゼロ！九州電力本店交渉

5月27日と8月27日、九州電力本店と交渉の場をもちました。両日ともに「玄海・川内原発再稼働に強く反対する」要請書を提出。そして、重大事故時の安全対策や住民避難計画などについて質疑をしてきました。（質問書を15ページに掲載）8月はこれまでの質疑を踏まえつつ、4点「避難に関する事業者責任」「世界最高水準の安全」と言えるのか」「労働者の被ばく」

「使用済み核燃料」に絞りました。特に、避難計画に関する質問を重視しました。

「九電が『自治体の避難計画に支援・協力する』というのは、加害当事者として当然の責務なのに、他人事のように表現としておかしいとの指摘に対して、表現を撤回。当事者性を認めたものの、具体的に何をするのか問うと「何も言えない、公表できない」と何もしていないことが暴露されました。

また、佐賀県知事が「スクリーニング・除染で発生する汚染廃棄物は事故の原因者である事業者の責任で処理してもらおう」と文書回答したことに対して、九電は「原因者」として認めたものの、「すべてを回収できない」と開き直りました。東電「無主物」裁判のことを私達が触れると、その場にいた九電社員7人全員がこの件を知らないことがわかり、私達はあきれかえりました。驚くべき無責任さ、加害当事者意識ゼロです。

やりとりの現場でこそ、九電の無責任な言葉や態度（本音）が飛び出します。そこを1つ1つ追及し、世論に訴えていきましょう！

●オスプレイ佐賀空港配備計画反対！

7月18日、突然にオスプレイ佐賀空港配備問題が浮上。22日、武田防衛副大臣が計画を押しつけに佐賀県へやってきました。

佐賀空港が軍事基地化すれば、玄海原発も攻撃対象となる可能性もあり、そもそも県民の命を危険にさらすオスプレイ配備に反対だということを、地元の反原発団体としても声をあげようと、佐賀県庁での抗議行動に合流しました。小野寺五典防衛大臣、古川康佐賀県知事、木原奉文佐賀県議会議長、秀島敏行佐賀市長あてにそれぞれ計画の撤回や拒否を求める要請書を提出しました。



5月31日 提訴4周年活動報告会



支援を訴える澤山保太郎・支える会会長



5月27日 九電本店交渉



7月22日オスプレイ抗議・佐賀県庁前行動



7月11日 日本山妙法寺「命の行進」。玄海原発前での断食祈念を終えて、佐賀県庁前の金曜行動へ参加

沖縄の犠牲、福島を犠牲を無駄にはなりません。私達は命を守るために原発再稼働に反対します。同じ

ように、命を守るために、オスプレイの佐賀空港配備計画に反対です！

避難計画では命を守れない！再稼働など論外！

鹿児島・いちき串木野行動の報告

石丸 初美

6月13～18日、鹿児島へ行ってきました。

原子力規制委員会は今年3月13日、事実上の合格証となる「審査書案」作成最優先原発を川内原発1・2号機に決定しました。田中俊一委員長は「審査したが、安全だとは私は言わない」と発言。ならば川内原発は動かしてはならない原発です。

“6.13鹿児島県議会『再稼働させない』行動集会”が鹿児島県庁前で行われ、全国からおおよそ1100名が参加、当会からも4名参加しました。全国からの再稼働反対の署名とともに、私たちが抗議・要請書を他団体と共に提出。この日、鹿児島県の伊藤祐一郎知事は「要援護者の避難計画は10キロで十分。10～30キロ圏は空想的なものは作れるが、なかなかワークしないでしょう」と発言。同じ避難計画について佐賀県の前川知事は「ワークするだろう。できていないということではない」と4月1日の定例記者会見で発言しました。原発避難訓練は現実に沿うものでなければイベントにすぎません。現実的な避難訓練もせず、避難計画はただの机上の空論です。県民の命を守る立場の両県知事の無責任発言は断じて許すことは出来ません。田中委員長は「規制基準と原子力防災は車の両輪」と言いながら、「指針」をつくらただけで実効性の有無は自治体まかせです。

私たちは次の日から、「避難計画がない中での川内原発の再稼働に反対する緊急署名」活動を進める、いちき串木野市の方々に合流。同市は薩摩川内市の隣接市で人口約3万人。原発から最も近い集落は、約6キロ地点。署名はその後、住民の過半数を超えました。

6月18～20日にかけて、鹿児島県といちき串木野市による避難計画住民説明会が開催されるのを前に、事前学習会を地元の皆さんと14～16日にかけて3会場で行いました。学習会は説明会に備え地元の問題点を出そうと開催したのでした。関東、関西、佐賀の仲間の活動を紹介しながら、どこの会場でも有意義な意見交換ができました。

◆要援護者の避難は自治体任せ！

～学習会で出された意見

- ・寝たきりで入院している夫はどうなるのか？
- “要援護者は近隣者と自家用車乗せ避難”と市は言うが、「乗せてもらうことでその人が持っているはずの荷物を少なくさせる。乗せてくださいとは言えない」。
- ・老老介護の人「とても避難できない」
- ・毎年、川内花火大会の日の国道3号線は動かない。自分達はあの渋滞を毎年見ているから、原発事故の避難など不可能だとわかる。



↑いちき串木野市の署名事務所前にて。市民の過半数の署名を集めた拠点です。



玄海原発から数キロの特別養護老人ホームにて

・避難道路は1本しかなく、渋滞は目に見えている。引き返そうにも出来ない。

また、市は“各施設・病院・学校・保育所はそれぞれの管理者が避難計画を策定する”としていますが、学習会の合間に周辺の施設を数カ所訪問してみました。その時の声――

・職員、看護師にも家族がいる。残す人選に心が痛む。夜勤は数名しかいない。多いところで介護車は数台。特養老人ホームの管理者は「約100名の入所者を避難させる計画は作れない」。

施設通院者は、計画では自宅に帰すとなっているが、職員から「無理です」と一言。

・透析している家族から「どうなるのか不安」との声を聞く。

幼稚園は保護者のもとに帰すとなっているが、広域から子どもが集まっておりとても無理。自宅が川内原

発方面にある子どももいる。絶対帰せない。

薩摩川内市やいちき串木野市からの避難受入先となる枕崎市、南九州市、南さつま市の市役所を地元の皆さんと一緒に訪ね、面談してきました。どこも避難元との話し合いはほとんどなく、具体的な対策はとれていない状況でした。避難所は一人約1.2畳、階段の面積も含めている市もありました。佐賀と同じギョウギョウ詰め、机上の避難計画です。逃げる先は風下の地域(指宿・枕崎)で、後ろを見れば海という場所に避難となっています。

6月18～20日の避難計画住民説明会には、串木野市の仲間たちも参加しました。「事前学習会で問題

点となったことを質問しようと何度も挙げたが、当ててもくれなかった」と対応の酷さを聞きました。その席で田畑市長は「私に言わせたら、福島第一原発事故の背景として、住民にも『油断』があった」「電気事業者も住民の皆さんも甘かった」と発言。原発事故によって故郷を奪われ、家族をばらばらにさせられた人々を愚弄する発言と言わざるを得ません。原発事故は一企業が起した事故・事件です。住民の責任ではありません。

今、原発は日本中一基も動いていません。3.11の犠牲を無駄にせず、核のゴミを未来にこれ以上遺さないために、川内原発再稼働をみんなの力を集めて止めましょう。

科学的・技術的意見」…臆せず、果敢に書いた！

本当に良かたね?! 川内原発再稼働!! パブコメ学習会

牧瀬 昭子

◆「何かせんといけん！」から、学習会に至るまで

7月16日、川内原発の再稼働の合格通知にあたる審査書案を原子力規制委員会が提示したというニュースを聞いて、「このままでは川内原発が再稼働してしまう!そして玄海原発の再稼働も狙われる!このまま黙ってられない!!」といても立ってもいられない気持ちになりました。パブリックコメント(意見聴取)が1ヶ月間だけあるので、期間中に自分が出来る事ってなんだろう、そもそも意見を書くって難しそうと怖じ気づきそうになりました。

その数日後が、あの5時間にも渡る玄海原発プルサーマル裁判の日でした。そこに参加している方々と休憩中に「川内原発の再稼働を止められないか、どうしたら良いだろう」と話していたのでした。そして「何かせんといけん!」、これだけを胸に決意して、佐賀地裁を後にしました。

すると、このタイミングで裁判の会の永野さんから、「福島老朽原発を考える会(フクロウの会)代表で原子力規制を監視する市民の会のメンバーの阪上武さんが学習会してくれるかもしれないけど、頼んでみようか?」と連絡をいただきました。渡りに船!!とトン

トン拍子に、北九州や福岡でも連日開催をすることが出来る段取りをつけて下さいました。

◆学習会の内容

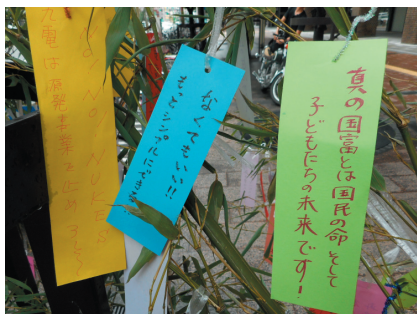
「科学的・技術的な意見」を募集するという言葉が募集要項に3回も出て来るので、科学が苦手な私は書くのを躊躇していました。そんな難しいことを私が書けるのだろうか?と、全部で430ページくらいあり、これだけでたじろいでしまいました。しかし、阪上さんのお話の中で『科学的・技術的な意見』とあるが、そんな事は気にせず、原発は人の命に関わること、臆せず、果敢に書きましょう!と言って下さった事にどれ程勇気を与えられたかわかりません。

阪上さんは『パブコメの種』というパンフレットを使いながら、解説してくれました――

火山リスクに関する根拠を規制委員会も九電も持っていないこと。「規制委員の中に火山の専門家は誰もいませんよね?」と質問すると「規制庁の職員は日夜勉強に励んでいます」という答えが返ってきたのですが、火山の専門家は一人もいないという生のやり取り。話し合いの蚊帳の外に追いやられた火山専門家



8月4日 パブコメ学習会 in 鳥栖。ライブ感のあるお話をされたフクロウの会の阪上武さん



8月6日 パブコメ学習会を終えて、九州電力本店へ「再稼働やめて!」の願いを短冊にして提出。



8月24日「避難を考える集いin鹿児島」。鹿児島各地、水俣、佐賀、関西、東京の仲間が集い、「避難計画」を1つ1つ追及することが再稼働を止めるチカラになることを確信。

が「専門家でさえ噴火の時期を特定する事が出来ない」と警笛を鳴らしていること。火山のリスクは原発を建てる時には想定していなかった。そもそも火山ガイドに当てはめると、原発を建ててはいけないということになるのではないか、ということ。

地域防災計画は本当に実行性のあるものなのかどうか。一番問題になっているのが、避難弱者の要援護者。鹿児島県知事が原発から10km圏外の福祉施設の避難は実効性があるものではないので、施設の管理者が立てなさいということになっている。まさに県は何もありません！勝手に避難しなさい、責任は持ちません、と責任放棄の状態になっている。鹿児島県は、避難するのは5km圏で十分で、5km以上のところは事故が起きてからで十分だと。事故の翌日、20km圏外で相手先を見つかるなんて、福島事故の時は悠長な時間はなかった。その問題だけをとても大きな問題を抱えている！

会場から出て来る積極的な質問にも丁寧に応えて下さいました。

お話の後、パブコメを書こう！の時間をもうけて、解らなかつたところをトコトン質問して、パブコメを書き上げて帰られた方もいました。その場で書き上げた分は、他の会場で書かれた分もまとめて送付させて頂きました。

◆自分達の問題として

阪上さんは膨大な資料の中からポイントを押さえてわかりやすくお話して下さい、時々出て来る規制庁との交渉の話など、とても臨場感がありライブ感を味合

う事が出来ました。交渉の場に直接行ってみたいと思った人がいるはずですよ（私もその内の一人です）。その場で学習し、考え、疑問を解決して、そこからパブコメを書く事が出来たので、勉強して終わりではなかった所がとても良かったと言われました。

自分たちの問題であることを強く認識して、自らも学び、審査書は突っ込みどころ満載であることがわかる学習会となりました。阪上さん、本当にありがとうございました！

今回の学習会は、パブコメワークショップ実行委員会として、鳥栖、福岡、北九州での3地域の仲間が共同で行うことが出来たのも、大きな成果となりました。

パブコメは全国から約17000通集まったとのこと！一般市民に科学的・技術的な意見を求めたのですから、規制庁にも電力会社にも火山の専門家に入ってもらい審査をしないこと、そして17000通の一つ一つをないがしろにすることなく、科学的・技術的にしっかりと納得のいく説明をしつこく求めていきます。もう、「科学的・技術的」にたじろいでいる場合ではないですもんね。「本当によかどね？川内原発再稼働!!」と素人の私でも首を突っ込み、口を挟まないと原発の再稼働を黙認するようなものだと思います。

川内原発のパブコメの締切は過ぎましたが、原発の再稼働を止める活動はこれからが本番であり、正念場。素人がぐっと目を見開いて、しっかり原発を止めるという強い意志で、繋がり合いながら、一步一步着実に進めていきたいです。

座談会での本音トーク 新たな会の立ち上げも！

小林 栄子

このところ、避難されているママたちを交えた「座談会」が続いています。

愛する我が子を抱えて福島や首都圏からここ九州まで避難して来ること自体が並大抵の苦労ではない、我々の想像を絶するものがあるだろうと思います。避難してきたことを世間に知られないように息を潜めるように暮らしている母子の存在をふと考えると胸が締め付けられるようです。



5月15日大分座談会

「避難」か「移住」か？どちらにしても悩み抜いてのさまざまな心の葛藤そして苦渋の決断の結果、避難先での暮らしの中で放射能と被ばくとの闘いはずっとずっと続くわけです。

その厳しい生活の中で、私たち反原発運動の仲間の声掛けに応じて、座談会に参加してみようと行動するママ、まだまだ悩みながらも一歩が踏み出せず、躊躇しているママたち。私たちは両方のママたちのことを、手を差し伸べて待ち続けています。

座談会はマスコミの前では言えない本音の部分をつつと語り合える自由な時間です。石丸代表の飾らない佐賀弁が止まらない！本当にポンポンと飛び出します。

「玄海エネルギーパークでこんなふう聞いたんよ。『原発労働者が使った手袋やパンツはコソラッと燃やしてるんでしょ？』『放射能もみんなが寝静まった頃、コソラッと外に出してるんでしょ？』って。そしたら担当者は『コソラッとは出してません！』『じゃあなんね？』って聞いたら、『考慮して出しています』だっ

てさ！『何をどう考慮すつと？』『だから、その、考慮しています…』誰も爆笑。

だけど、笑い転げていたママたちの表情がだんだん険しくなる時があります。「実は今、この瞬間も『原子力緊急事態宣言発令中』なんよ！」

昨年 11 月、原子力規制庁担当者は佐賀県議会で「原発の安全は永久に来ない」と爆弾宣言。そしてその後、佐賀県の副知事は避難訓練会場で「福島のような事故は二度と起きないということはない」、また起こり得るという発言。現場で直接見聞きしたこんな話を伝えます。

さらに、原子力規制委員長田中俊一氏は「審査書は安全を意味するものではない」。規制委員会は『再稼働について判断しない』、避難計画は自治体に丸投げ！そして安倍首相は『国としては判断しない』。避難計画の策定を押し付けられた地元自治体は？？まるで責任をたらい回ししていることを話すとママたちもついに怒りが込みあげてくるようです。

UPZ= 玄海原発から 30 キロ圏内に入ってしまった

地域のママたちは『そんな値（500 マイクロシーベルト/毎時）になるまで避難開始出来ないなんて冗談じゃない！』『指定された道路とは逆方向の三瀬を越えて避難するつもりです』との声を耳にしました。佐賀空港に向かうつもりだろうか？しかし... しかもそのルートは玄海町の隣町の唐津市民何万人もが福岡を経由して鳥栖市に避難するルートなんですね。どんなに完璧な避難計画が出来たとしても、原発事故時には実効性のあるものは永遠に出来ないんです！避難計画は福岡からも古川・佐賀県知事に『NO！』の大きな声を突きつけていかなければ！

そんな話をして、危機感を持ってもらえたのでしよう、「自分達で会を立ち上げて勉強して行動しよう！」となってくれたママ達が出てきました。

今後、私たちは原発事故の避難計画から見捨てられようとしている介護施設や福祉施設、保育園や幼稚園そして病院への施設訪問を続けながら新情報を座談会の中でも発信していきます。「座談会」開催してみたい方からの連絡をお待ちしています。

要請書・抗議文など

声明文

**大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件判決をうけて
人格権は、憲法上の権利！
国や電力会社は原発再稼働・原発輸出を
中止すべし**

2014 年 5 月 23 日
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会
反原発・かごしまネット

5 月 21 日、福井地方裁判所は、「大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない」との判決を下しました。

私達は、福井の原告団・弁護団の活動に深く敬意を表し、この度の判決に喜びと新たな勇気と希望をもらいました。

判決は『原発は、電気を生み出すための一手段、憲法上は人格権よりも劣位に置かれるべきものである。大きな自然災害や戦争以外で、この人権が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い』とし、また、電力会社が CO2 削減を原発の必要性の理由にしてきたことに触れ『原発で深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいもの、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であること、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。』と、原発は人の命と大自然を侵害する恐れのあるものと明言しました。また、地震問題では、『発生した事象が新たな事象を招き、事象のすべてを取り上げること自体が、極めて困難』と、地震の際の[冷やす][閉じ込める]という構造に欠陥があると批判しています。

この判決は、3 年経った今も福島原発事故で故郷や

地域社会を奪われた多くの人々が困難と忍耐の中にいることを、今を生きるすべての人々に突きつけてくれました。

判決文は、福島原発事故の被害の甚大さと住民の苦しみを真正面から受け止め、人が生きる権利を原発事故から守らなければならないという強い精神が、私たちの心に響きました。脱原発を願う市民の声と行動が後押しをしたのだと思います。

未だに福島原発事故の原因すら究明されていない中、再稼働、ましてや海外への原発輸出など論外です。国や電力事業者はこの判決の一つ一つを心から受け止め、福島原発事故の現状を隠すことなく市民の前に公開すべきです。

私たちは、大飯原発 3、4 号機運転差止請求事件の画期的判決をうけて以下のことを強く求めます。

- ◆ 関電は控訴を撤回せよ！
- ◆ 国・電力会社は原発政策の破綻を認め、再稼働・原発輸出を止めよ！
- ◆ 九州電力は玄海原発・川内原発の再稼働を止め、原子力から撤退せよ！



7 月 16 日 規制委・川内原発「審査書案」了承を受けて、当日に全国 7 団体と共同声明を発表、佐賀玉屋前で抗議宣伝。

玄海原発・川内原発再稼働に 強く反対する要請と質問書

2014年8月27日

九州電力株式会社

代表取締役社長 瓜生 道明 様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

代表 石丸初美

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会 共同世話人

野中宏樹

貴社は、二度と福島のような事故を起こさないことを前提に、新規制基準による審査に対応且つ善処しながら再稼働に向けて、一步一步進めていきたいと述べております。

しかし、その内容を見ますと重大事故対策などにおいて、汚染水の発生対策と処理問題、基準津波及び基準地震動問題、火山活動の兆候把握時の対処方針についても、九州電力の申請には、方針の具体的な内容が記載されておらず、その妥当性と根拠に私たちは大いに疑問と反論を持っております。特に、玄海原発・川内原発の新規制基準審査に際しては、政府も事業者も口を揃え、「100%安全な原発はない」と認める発言を繰り返しています。

そして「いざ重大事故時には逃げていただきます」などと言って、国や県はUPZ30km圏内の自治体に避難計画の策定を押し付け、要援護者など弱者対策を病院や施設管理者あるいは近隣住民に丸投げし、責任を転嫁しているのです。

国際原子力機関 (IAEA) が、原発事故時に住民の被曝回避のため対策を取るよう促している地域が「緊急防護措置区域 (UPZ)」なのですから、避難体制の対策の万全さを九州電力が見過すことはできないはずであり、私たちは敢えてこの避難に関する質問を繰り返し問うているのです。故に、避難問題先送り状況を横目で見ながら、事故を起こす加害者となる事業者がただ規制審査さえすり抜ければよいと企む原発再稼働を私たちは断じて容認できません。

私たちはここに、九州に在る玄海・川内の両原発再稼働に強く反対し、無期限に現状の運転停止継続することを要請致します。

以下のとおり、これまでの質問を踏まえつつ新たに質問を致しますので、回答ください。

< 質問事項 >

1) 事業者としての責任について

原発を動かすにあたっては何より安全が優先されるべきだと市民からの警告に対し、確率的に低いなどを理由に想定しながら対処しなかった為に事故が起きた場合、事業者は加害者として責任を取らなければなりません、どんな責任があると思っておりますか？(例、8月14日付佐賀県知事「原発事故時の避難計画に関する回答書」の中で、事故等において発生する汚染廃棄物は事故の原因者である事業者の責任で処理してもらうという一項があります)

自治体や病院・福祉施設などは原発事故避難計画を

策定することを強いられていますが、これらに対して貴社は「支援・協力する」と説明してきました。「他人事のおかしい」との指摘に対して、8月6日の市民との会合で「訂正する」と発言されました。自治体等の避難計画について加害可能性のある当事者の責務としてどのように携わるのか、お聞かせください。

2) 「世界最高水準の安全」と言えるのか

新規制基準適合性審査において「压力容器への注水を放棄し、格納容器の下部へ水を溜め、そこに溶融燃料を落とす」という手順は、水素爆発や水蒸気爆発の危険性を高めてしまう安全基準を無視した法令違反ではありませんか？また、新規制基準の元では、事故後の反省から「バックフィット」制度に則ることになったはずですが、例えば、玄海原発では1号機にある本来使用できない可燃性ケーブルを難燃性ケーブルに交換することなど、新基準に合わないものを遡及すること、遅滞なくバックフィットなせしないのですか？コストを惜しみ改修工事の長期化を恐れているとすれば、あるまじき姿勢です。回答ください！

3) 労働者の被ばくについて

東京電力福島第一原発事故に伴う国直轄の福島県田村市の除染作業で、下請け会社が作業員の健康診断書を偽造し、健康診断を受けさせずに作業をさせていたことがニュースとなっています。被ばくの危険がある労働は詳細な血液検査などの健康診断が義務付けられているとのことですが、

そこで労働者の被ばく問題について伺います。玄海原発で作業員などの被ばく事故が過去に起こったことがありますか？もし、現場でそのような事故が起きたら、どのような手順になっていますか？事故の程度に応じ、処置される救急方法と搬送される病院などをすべて説明してください。

4) 使用済み核燃料について

玄海原発を稼働させれば、まもなく使用済み燃料プールは満杯になります。リラッキングに期待して当面を凌ぎ、最終的には中間貯蔵の方法に期待すると前回回答されましたが、その安全管理責任は事業者である九電にあることは間違いありませんか？燃料および使用済み燃料の保管設備の安全性を説明してください。また現在、どのような中間貯蔵の方法を模索し調査しているのでしょうか？



8月27日 九電交渉。加害当事者としての無責任さを徹底追及

お知らせ

公判のお知らせ

MOX 裁判結審！

9月19日(金)

- 13:00 佐賀地裁前集合 アピール行動
14:00 MOX 裁判結審 (→判決は年内の見通し)
14:30 第10回全機運転停止公判
14:45 第14回2・3号機仮処分審尋
15:30 第3回行政訴訟公判

※場所はいずれも佐賀地方裁判所です。
※時間は予定です。
※傍聴を希望される方、事前にご連絡ください。

玄海 MOX 裁判結審～
全裁判勝利へ向けて福岡集会

9月20日(土) 13:30～16:00
クローバープラザ5階506研修室A
(福岡県春日市原町3-1-7)

報告: 小山英之(裁判補佐人/美浜の会代表)他

2009年12月2日、玄海原発3号機で日本初のプルサーマル営業運転が強行されました。

私達はこんな危険なものを許せないと2006年より運動を続けてきましたが、2010年8月9日、九州電力を被告として「MOX燃料使用差止請求裁判」を佐賀地方裁判所に提訴しました。

3.11をはさみ、玄海原発すべてを止めるため、今、4つの裁判を闘っています。

MOX裁判は、7月18日の5時間にわたる「証人尋問」を経て、9月19日に結審し、年内に判決が出る見通しです。玄海3号機MOX燃料の具体的危険性を争っているこの裁判に勝利することが、再稼働が狙われている全国のプルサーマル炉の再稼働を阻止することにつながります。そして、破たんしている核燃料サイクルの息の根を止める1つの大きなステップになるのです。

私達は 覚悟を持って裁判を始めました。ヤマ場を迎えた今、3.11前と何ら変わらず安全神話の中で安穩としている九州電力に対して「負ける気がしない!」と強く感じています。



7月25日、青々とした棚田より玄海原発を臨む

勇気と希望をもらった大飯原発・福

【編集後記】 ■8月半ば。緑映える田んぼを脇に見ながら、あの町を廻る。強風のせいどころどころ稲穂が倒されているのが痛々しい。お昼には役場近くのいつもの食堂。500円のちゃんぽん、海鮮ものがたくさん載っていて、うまい。食べ終わると、食堂のおばちゃんが「いつもありがとう。これ、もらったから食べて」とスイカを出してくれた。甘くて、おいしい。3切れもいただいた。海へと連なる棚田を横目に見ながら、しずかな町を午後もまた廻る。原発さえなければ、いいところなのに、玄海町。(永野浩二)

井地裁判決に続いて、勝利するためには、これまで以上の世論喚起が必要です。

佐賀地方裁判所の判決が出た後、どちらにしても福岡高等裁判所に舞台を移すことになるでしょう。長期戦は必至です。こうしたことから、福岡のみなさんに特段のお力添えをいただきたく、『玄海MOX裁判結審～全裁判勝利へ向けて』と称して集会を持つこととしました。多くのみなさんにお集まりいただけるよう、よろしく願いいたします。

私達は、原発NOの道を選ぶのか、自然破壊を選ぶのか、未来の時代を選択する責任の時代に、みな生きています!

12月2日、反プルサーマルの日

1942年12月2日、世界ではじめてウランの核分裂の持続的な連鎖反応に「成功」。2009年12月2日、日本初のプルサーマルが玄海原発で運転開始。

“核の平和利用”とごまかしてきた原発は、今、地球を滅ぼすという正体を見せはじめています。

再稼働などんでもない。福島学びは全ての原発を止めること。小さな市民の力も束ねれば大きな力。一人一人が立ち上がり、声をあげることが、家族を、未来を守ります。

12.2、私達はこの日を忘れまいと、毎年、アクションを起こしてきました。昨年は“みんなで歩く玄海町!”と称して、全国各地の仲間とともに玄海町を歩き、戸別訪問、玄海町長への申入などを行いました。

今年12月2日も玄海現地に集いませんか?詳細は次号にて!

座談会しませんか?

1人からでも、グループでも、膝つきあわせて語りあいましょう!どこへでも行きますので、事務局までご連絡ください。

あなたのチカラが必要です!

- ★ボランティア募集!
★カラー機関紙『そいぎ』、『裁判ニュース』
1部100円です。広めてください!

最新情報を下にアップしています。ご覧ください。
ホームページ http://saga-genkai.jimdo.com/
フェイスブック http://www.facebook.com/genkai.genpatsu

会員募集中!

- 原告会員は年会費1万円。支える会会員は5,000円。サポート会員は一口1,000円より。
■振込先: 郵便振替口座01790-3-136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会

Table with 2 columns: Category and Count. Includes rows for 原告 (被告・九電=MOX, 仮処分, 全基), 原告 (被告・国=行政訴訟), and 支える会・サポート会員.

■標高400メートルの中山間地に住んでいます。梅雨が明けないままのような夏が終わろうとしています。とてつもない災害が各地で起こった夏でもありました。先日歯科で会った方は「今年のお米は実が全然入っとらんとよ」と。21世紀であっても人はただ天を仰ぐだけです。それでも8月30日の今日、地元で今年も夏祭りが開催されます。市町村合併で一旦途絶えた祭りを再開し、続けてくれる若い衆さんたちに感謝して、夏の名残を惜しんでいます! (大江登美子)